

相・続・通・信 第42号



相続手続支援センター®

平成 30 年 9 月

HP も是非ご覧ください！

相続 長野

検索

↑「相続」「長野」で検索！

長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

松本駅前店

〒390-0816

長野県松本市中条 1-14

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

(今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

遺言個別相談会のお知らせ

今年は暑い暑い夏でした。秋らしい季節を感じたいところですが、まだまだ夏の暑さが残っているようです。引き続き体調管理にお気を付け下さい。

さて、相続手続支援センター長野駅前店では「遺言個別相談会」を開催いたします。遺言作成を検討しているが、実際どのように作成したらいいのかお困りの方、話だけ聞いてみたいという方も、作成する前に疑問や不安に思っていることがあれば、この機会にぜひ個別相談会をご利用ください。

ご相談無料ですが、予約制となっております。ご相談希望の方は、下記番号迄お電話ください。皆様のお申込みお待ちしております！！



開催期間

平成 30 年 9 月 25 日 (火) ~ 平成 30 年 9 月 28 日 (金)

時 間 9 : 00 ~ 17 : 30 場 所 相続手続支援センター 長野駅前店

ご予約電話 ☎ 0120-49-1322

訪問も承ります。
お気軽にお申し
付け下さい。

このような方は遺言作成をご検討ください。

ご自身の相続人の中に先妻の子、認知症、行方不明者がいる

相続人ではない人に財産をのこしたい

相続人が配偶者と兄弟姉妹（第三順位）で、配偶者に全財産を相続させたい

相続人の間で争いになる可能性がある

相続財産が住んでいる自宅の土地と家屋しかない（財産を分割できない）

離縁状態になっている養子がいる

亡くなった息子の嫁に世話になっている



～相続の現場から～

服役中の相続人

相続手续をするには？

不動産の名義変更や預貯金の解約等、相続の手続には原則相続人全員の署名・押印と印鑑証明書の添付が必要です。署名・押印は協議書に書かれている内容に納得している、という証明であり、印鑑証明書の添付は署名・押印をしたのは間違いなく本人である、という証明です。これが相続人全員分ないと法務局も金融機関も受け付けてくれません。そのため、一人でも署名押印をしてくれない相続人がいると全く相続の手続が進まないのです。

ただ、中には署名押印をしたくても出来ない、という場合があります。例えば相続人が服役中の場合。服役中の相続人にも、もちろん相続する権利はありますので、遺産分割の協議が必要ですしそのための書類が必要です。ただ刑務所内には実印を持ち込むことが出来ず、印鑑証明書を役場に取りに行くことも出来ません。

その場合の手続方法が決まっています。まず、持ち込めない実印の代わりに「拇印」を押します。そしてその拇印がちゃんと本人のものであるという証明として、印鑑証明書の代わりに「奥書証明書」という刑務所長が発行する証明書を添付します。

ちなみに海外在住の相続人も同じように協議書にサインをし、そのサインが本人のものに間違いがないという「サイン証明」が必要となります。

相続人がどこにいたとしても、どこに住んでいたとしても、協議に参加しなければならない、という部分で例外はないのですね。

相続放棄の落とし穴

(放棄できない場合がある！？)

相続豆知識

家庭裁判所に申述して相続放棄をすると、マイナスの財産はもちろん、プラスの財産についても相続ができなくなります。したがって、亡くなった方の財産が、プラスよりも明らかにマイナスが多い場合は相続放棄を行う方もいらっしゃると思います。

今回は意外と知られていない相続放棄が認められないケースについてお伝えします。

相続人が相続財産の全部、または一部を処分した場合・・・例えば、被相続人名義の不動産や預貯金を既に自分名義に変更してしまった場合、被相続人が滞納していた借金を代わりに支払ってしまった場合、相続財産を売却してしまった場合などは、相続財産を処分したことになり、単純承認(プラスの財産もマイナスの財産もすべて相続すること。)とみなされます。

熟慮期間が過ぎてしまった場合・・・相続放棄の申述ができるのは、相続があったことを知った日、または、自身が相続人であることを知ってから3か月以内です。家庭裁判所に相続放棄の申述をしないまま熟慮機関である3か月を経過してしまうと、単純承認したものとみなされてしまいます。3か月は結構あっという間に過ぎてしまいます。また、家庭裁判所へ提出する書類に不備があると期限内に合わなくなってしまう場合もありますので、放棄をしたい方は早めに行動しましょう。

相続放棄をした後に、相続財産の全部、または一部を隠匿、消費したり、わざと財産目録に記載しなかった場合・・・これは不正行為である上に、上記でも述べたように、プラスの財産のみを受け取ることはできませんので、単純承認したものとみなされます。

確実に相続放棄をしたい方は、専門家へご相談の上、慎重に進められることをお勧めいたします。